平成２８年（フ）第５２５号
大阪府松原市阿保５丁目３番10号
債務者　松村富美子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県小野市王子町697番地　サンパレス小野102号、前住所兵庫県加東市下三草27番地
債務者　上月　　進
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１６７号
和歌山市市小路119番地16
債務者　山本　多永
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６８号
和歌山市上野498番地23　プレゼンス紀伊２406号
債務者　中村　公美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
和歌山県岩出市森１番地の１（12号）
債務者　泉井みゆき
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０６号
静岡県浜松市南区楊子町1076番地の２
債務者　坊下　裕也
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
静岡県浜松市中区中沢町30番６号　ビアンカ中澤104、前住所静岡県浜松市中区上島２丁目13番50号　ハイツサクシード　102号
債務者　鎌田　良和
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目16番４号エターニⅠ101号室
債務者　友善　　工
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
静岡県浜松市中区葵西５丁目18番31号メゾン葵西Ⅱ202号室
債務者　片岡　敬宏
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
熊本県山鹿市南島1436番地２
債務者　財木　妙美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
栃木県小山市大字喜沢373番地６
債務者　篠崎　篤史
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５３号
栃木県栃木市大平町西水代1485番地８、住民票上の住所栃木県栃木市大平町西野田365番地６
債務者　古川　寛晃
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６１３号
東京都東大和市南街１丁目30番地の２
債務者　加藤　達志
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
長崎県島原市新馬場町861番地７
債務者　園田あずさ（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５６０号
東京都品川区南品川４丁目２－35
破産者　武山　真堂
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３２号
北九州市若松区白山１丁目18番６号
破産者　株式会社スミタ屋食品
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部